

平成 22 年 6 月 9 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20730076

研究課題名（和文） 財貨帰属法における代位物の規律に関する総合的・体系的研究

研究課題名（英文） A synthetic and systematic study of the rules relating to the proceeds at the allocation of goods

研究代表者

水津 太郎（SUIZU TARO）

慶應義塾大学・法学部・准教授

研究者番号：00433730

研究成果の概要（和文）：財貨帰属の対象が交替した場合に、原対象上の権利はどのような変容をこうむるか。代償対象上の存続が認められるか、そのための要件、効果が問題となる。従来の研究ではこの問題は、各制度・規律ごとに個別に取り上げられていた。そのため、正当化できない解釈の不整合が生じている。本研究は、様々な場面を総合的・体系的に考察することで、この問題に対処する統一的な基礎づけを与えるとともに、具体的な要件・効果を判断するための基本的な枠組みを提示した。

研究成果の概要（英文）：What if an object of the allocation of goods changes another object? Does the owner's right change as well? To consider this problem, the past studies have been taken the individual analysis. In my opinion, this way of thinking caused many unjustified contradictions. On the other hand, my study uses a synthetic and systematic analysis, so that I can provide a uniform foundation to this problem and offer the concrete criteria at the application of the rules.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：物上代位、帰属、物権債権峻別

1. 研究開始当初の背景

私法上、権利の客体がなんらかの原因のもとに他の客体と交替する局面が数多くみられる。こうした場合には、客体上の権利がどのように処遇されるのか、という問題が生じる。具体的には、どのような権利が新客体上に存続するのか、いかなる客体につき存続するのか、新客体に関与した第三者をいかにし

て保護すべきか、といった問題である。

従来の研究ではこうした問題は、各制度・規律ごとにアドホックに考察されてきた。解決のために用いられた理論も、引き出された具体的な結論も、相互の関連事象を十分視野に入れて導かれたものではない。そのため、問題の所在は共通しているのに、十分な理由づけもないままに、異なる理論・結論が受け

容れられている。というよりむしろ、同じ問いが問題となっていること自体、ほとんど意識されていなかったのが実情といつてよい。

2. 研究の目的

こうした研究状況にかんがみ、本研究では、私法上生じうる様々な代償事象を取り上げ、総合的・体系的な考察を与えることを試みる。

もっとも、すべての代償事象を取り上げるわけではない。具体的には、(a)物権ないし財産の客体が交替し、代償対象の帰属が問題となる場合に限定する。すなわち、債権の客体の交替、給付目的物の変更が問題となるにとどまる局面は考察しない。物権ないし財産の客体の交替と、債権の客体の交替では、前者では旧客体上の物権が債権に格下げされてしまうという問いが生じるのに対して、後者ではそもそも旧客体上の権利は債権であるからそうした問いが生じる余地がない、つまり問題のあり方が大きく異なり、同一に考察するのは適切ではないとみられる。また、(b)権利者が合意によって代位物を捕捉している場合は除外する。そのような場合、代償対象の帰趨の問題は各譲渡ルールに従って処理されるどころ、大きな問題が生じることはない。本研究は、そうした合意がないときに、代位対象が法律上どのように権利者に割り当てられるのかを考察するものである。

3. 研究の方法

このような目的を達成するために、本研究では次の手法をとる。まず、(a)研究の素材として、ドイツの法状況を考察する。わが国はドイツから物権債権峻別体系を継受しており、同一の問いを抱えているとみられるとともに、そこでは代償対象の規律について豊富な議論の蓄積が存するからである。次に、(b)研究の視角として、代償対象に関する個々の法・解釈論と、これらを根拠づける基礎理論を分けて考察する。前者だけでなく後者を括り出してみることで、具体的な帰結を根拠づけるための基礎理論が存在せず、部分的な手当てしかなされていないことが明瞭になるであろう。

4. 研究成果

(1) 代償対象に関する個々の法・解釈論

個々の対象 物権対象の交替は様々な局面で問題となる。これらは、(i)他人の取得する代償に対する介入が問題となる場合と、(ii)単純に自己に代償が割り当てられる場合に整理できる。

(i) 他人の取得する代償に対する介入 ただちに念頭に浮かぶのは、【1】担保物権の物上代位である。民法 304 条は、先取特権は、「その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物」

に対しても行使することができる」としつつ、ただし、先取特権者は「その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない」と規定する。同条は民法 350 条・372 条によって質権・抵当権にも準用されている。わが国の物上代位の議論はほぼ完全に、民法 304 条の解釈に集中している。問題は、(a)代位権者、(b)代位物、(c)行使方法の 3 つに分かれる。しかし、これらの議論状況については優れた整理がすでになされているので、とくに注目すべき点のみを挙げるにとどめる。(a)最決平 11 年 5 月 17 日民集 53 卷 5 号 863 頁は特定動産譲渡担保権者による売却代金債権に対する物上代位権の行使を認めた(事例判決)が、有力な反対説として、(売却代金債権につき)物上代位ではなく「所有者としての優先権」を認める方向を目指すものがある。一般に、留置権には優先弁済権がなく、民法 304 条が準用されていないから、物上代位は認められないと説かれている。しかし、留置権も留置的効力を有する以上、代位物上の継続が観念されえないというわけではない。留置権は留置権による競売の際の換価金上にも、原則によれば留置権は占有喪失により消滅する(民 302 条)はずであるにもかかわらず、継続すると解されている。(b)従来の学説は、代位物の性格の相違をあまり意識しないものが多かった。これに対して、近時では、「代替的物上代位」と「付加的物上代位」の 2 類型を析出し、各類型ごとに考察を与える傾向が顕著である。この流れを決定づけたのは、平成 15 年改正によって担保収益執行制度が導入され、これにともない民法 371 条が改正されたことにある。もっとも、同改正によって、物上代位と担保不動産執行制度の関係というわが国固有の新たな問題が生じてしまっている。(c)伝統的な見解は一般に、抵当権と先取特権に共通の、代位物一般に妥当する「差押え」の趣旨、「払渡し又は引渡し」の意義の解明を試みてきた。しかし、近時では、公示の有無を根拠に抵当権と先取特権を区別するとともに、すでにみた「代替的物上代位」と「付加的物上代位」に応じて異なる解釈論を展開するものが増えている。とはいえ、多くの議論は付加的物上代位を念頭においたものである点に注意する必要がある。公示(抵当権設定登記)をめぐる問題、すなわち「差押え」との関係、代位物類型に応じた解釈との整合性についても立ち入った考察はなされていない。

担保物権のうち、【2】債権質につき、民法 367 条 3・4 項は「質権者による債権の取立て等」として(見出し)被担保債権の弁済期が質入債権の弁済期前に到来したときは、質権者は第三債務者に弁済すべき金額を供託させることができ、「この場合において、質権は、その供託金について存在する」とし、

目的物が金銭でないときは「弁済として受けた物について質権を有する」と規定する。

【3】用益物権の対象が交替した場合については明文の規律がなく、また議論も存しない。一般には問題とならないであろう。たとえば、地上権者は登記を具備していれば、設定者が土地を第三者に譲渡したとしても土地の地上権を追及できる。土壌汚染により土地の利用が不可能になれば、地上権は消滅し、侵害者に対して直接不法行為に基づく損害賠償請求を行うことになる（後掲【6】）。問題になりうるのは、公用収容によって地上権設定者に代替地が与えられたとき、地上権は代替地上に存続するか、という問いであるが、格別な議論はみられない。

所有権につき、【4】添付法上、民法 247 条 2 項は物の所有者が合成物などにつき単独所有者となったときは、「その物について存する他の権利は以後その合成物等について存し」、共有者となったときは、「その物について存する他の権利は以後その持分について存する」と明文で規定する。見出しは「付合、混和又は加工の効果」とするのみであるが、代表的体系書には「物上代位」により根拠づけるものがある。

明文はないけれども、【5】無権限者の処分が有効になった際に、所有者に売却代金債権からの優先を認めることができないかが議論されている。物上代位の肯定を志向するものは、所有権を形式上譲り受けたにとどまる譲渡担保権者、制限物権を有するにすぎない担保権者にすら物上代位が認められるのであれば、全面的支配権である所有権を真に有する者にも当然認められてしかるべきと説く。他方、「財産管理者の義務違反に対する救済方法」の平準化というアプローチをとるものもある。信託財産の規律（後掲【11】）と同等の救済手段が認められると主張する。

(ii) 自己に対する代償の割り当て 【6】不当利得のうちの侵害利得（民 703・704 条。民 248 条も参照）物権侵害に対する不法行為に基づく損害賠償請求権（民 709 条）がここに属する。一般には、両者ともにたんなる債権であると捉えられている。しかし、物権喪失の代償であるにもかかわらず、通常の債権と同列に取り扱うのは不適切ではないか。この問題を意識し、対処を試みるものには、「債権的私的所有」の概念を認めて所有者の救済を図ろうとするもの、金銭所有権の侵奪を念頭において、「物権的価値返還請求権」ないし「債権的価値帰属権」の構想を展開するものがある。

集合物 【7】集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保のいずれにおいても物上代位の類推適用が問題となりうる。一般的な見方によれば、合意により代償動産、代償債権に譲渡担保を設定し、かつ対抗要件を具備しな

ければならない。こうした合意なくして法上当然に、代償動産、代償債権に対して譲渡担保の効力が及ぶわけではない。この理は、集合物・債権論か、分析論かという問題に関わりなく妥当するとみられる。

その他、【8】属具の対象交替の際にも問題が生じうる。たとえば、レストランの賃貸借の際に食器などの消耗品も合わせて賃借されたところ、賃借人が賃貸期間中に消耗品を補充したとき、賃貸人は補充品上の所有権を取得するのか。しかし、この問題についてはまったく議論が存しない。

財産 相続財産、親子財産、夫婦財産、組合財産、信託財産、不在者財産などの際に代償対象がもとの財産に属するかどうかが問題となる。しかし、制定法に乏しく、また、議論も多くない。明文以外にはとくに注目すべきもののみを取り上げる。

(i) 明文があるもの 【9】相続財産の財産分離につき、民法 946 条・950 条 2 項は民法 304 条の物上代位を準用している。代償対象としては、動産が善意無過失の第三者に売却された場合（民 192 条）、不動産が財産分離の登記前に第三者に売却された場合のほか、賃貸ケースなども想定されている。行使方法も同条に従い、「払渡または引渡前」に「差押え」をしなければならないとされる。代償対象の公示の問題は意識されていない。

民法はその他、【10】遺贈の目的物につき「物上代位」を定めたものとする。民法 999 条は、遺言者が「遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して償金を請求する権利」を有するときはその権利を遺贈の目的としたものと推定するとし、民法 1001 条は債権遺贈につき同趣旨の規定をおくとともに、両条ともに見出しにおいて「物上代位」と明記している。しかし、これらは遺言者の意思の推定規定にとどまる。両条はドイツ法を継受したものであるが、ドイツでは債権の客体の交替と同一のケースとして捉えられている。

信託法は、【11】信託財産に「物上代位性」を認めている。信託 16 条によれば、信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、「信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産」および添付などによって生じた財産も、信託財産に属する。代償対象としてとくに重要なものは、「管理、処分」、たとえば受託者が信託財産を売却する契約によって取得した売却代金であるといわれる。賃料もここに含まれる。代位物の取得を第三者に対抗するには、公示方法があるものについては（信託 14 条）公示を具備しなければならないと解されている。したがって、金銭・動産・債権などを除き、たとえば不動産については登記が必要ということになる。

担保物権における物上代位とは、代償対象の発生原因が無限定である点、差押えが不要である点で異なると指摘するものがある。

(ii) 明文のないもの とくに議論されているのは、【12】遺産分割の対象財産である。最判平 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁は、共同相続開始から遺産分割までの間に生じた賃料債権は、遺産分割の対象財産とならないとした。「遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当」というのがその理由である。他の財産については学説上とくに、「代償財産」を遺産分割の対象財産に含めるべきかどうか争われている。この問題は、かつては遺産の法的性質と結びつけられ、合有説であれば肯定、判例のように共有説であれば否定というように議論されていた。しかし、現在では法的性質論とは切り離すとともに、「物上代位」によって遺産分割対象性を肯定するものが有力である。

ドイツ、フランスといった大陸法における物上代位の原則は、【13】相続回復請求権の事例を契機として生じたものである。わが国では明文はないものの、相続回復請求権の際には物上代位が認められるという見解が古くから存する。しかし、次の批判が存する。損害賠償請求権は真正相続人に法上当然に直接帰属するし、また、売却代金債権については真正相続人は表見相続人の処分行為を追認すれば追認の効力によってこれを取得できるから、このような解釈には意味がない。この見解は現在有力なものと思われる。

【14】組合財産につき明文はないけれども、代償対象もまた組合財産に属すると解されている。例としては、目的物の滅失、損傷により生じた損害賠償請求権・保険金請求権など。しかし、根拠づけを呈示しないものが一般である。組合の業務執行によって取得された財産も組合財産に含まれるが、業務執行者が自己の名において取得した財産はいったんその者に帰属し、組合への移転行為によってはじめて組合財産になるとされている。もっとも、立ち入った議論は存しない。

ドイツ法 わが国の法状況とドイツのそれを比較すると、以下の点が注目される。

第 1 に、ドイツでは対象の交替を定める明文の規律が多い。制度構造の相違を捨象し、機能的視点から対比すると、わが国が【1】【2】【4】【9】【10】【11】に明文を有していたのに対して、ドイツは【1】【2】【4】【8】【10】【12】～【14】の際に規定を有するものとみうる。ドイツでは【10】を除き、これらは dingliche Surrogation, つまり物上代位により根拠づけられている。わが国に明文があるのにドイツにはない【9】【11】については類推適用の可否が争われている。【3】【5】【6】

【7】は両国ともに明文がない。【5】【7】につき物上代位の類推適用による対処を示そうとするものがあるが、少数である。「価値追跡」の構想も提唱されているが、異端に属する。歴史的沿革から、物上代位の典型例は財産() とくに相続回復請求権(【13】)の際の規律を範型とするとみられている。そこでの議論を踏まえてわが国の批判に承接すると、連鎖的代位のためには損害賠償請求権を固有財産ではなく「相続財産」に帰属させる必要がある。追認は処分を有効にするにとどまり、売却代金債権の真正相続人への帰属を基礎づけないということができよう。

第 2 に、ドイツでは代償対象につき体系的な考察がなされている。次の視点がとくに有益とみられる。(a) 法律行為的代位と法律的代位の区別。前者は売却代金債権など、後者は損害賠償債権などを例とする。いわゆる資力条項・関係条項が前者、通例条項が後者を定める。この区別は類推適用の可否に影響を与える。前者では私的自治への介入という問題が生じるところ、後者に比して類推能力が低いというわけである。(b) 代償取得と増加取得の区別。前者の例として売却代金債権・損害賠償債権など、後者の例として賃料債権・時効取得物・合成物などが挙げられる。わが国では担保物権につき類似の区別がみられるが、ドイツではとくに財産の際に論じられている。資力条項は前者しか含まないが、関係条項、通例条項は後者も含む。後者では前者と異なり、帰属の正当化および要件につき特別な考慮が必要ではないが問題となる。(c) 他人の特別財産と自己の特別財産の区別。前者の例は相続回復請求権など、後者は財産共同制の際の留保財産が典型であるが、信託財産・財産分離などもここに属する。前者は帰属主体の交替、後者は帰属財産の交替を基礎づけるところ、両者では代償対象帰属先を決める処分者の意思を尊重すべきかが異なる、法律行為的代位を定める資力条項と関係条項のテキストの相違はこの区別に相応する、というのが伝統的解釈である。しかし、近時ではつよい批判がなされている。

第 3 に、対象が交替する際の第三者保護につき、ドイツではわが国と同じように、各制度の横断的な考察はなされていない。けれども、法規定と議論を整理すれば、処分者が代償対象に管理処分権を有しない際には第三者保護が問題となるところ、原則として、代償対象が動産・不動産の際には善意取得規定、債権の際には債権譲渡の債務者保護規定により第三者保護を図りつつ、取引安全に対する配慮がつよく求められる際には公示を要求し、あるいは、対象したがって利益状況の相違に応じた詳細な規律を定めているものと分析することができる。

(2) 代償対象に関する基礎理論

物上代位 わが国の物上代位論は、代償対象の帰属につき【1】のみを念頭に置くのが通常である。物上代位は担保物権論の枠内に位置づけられている。本質については価値権説、物権説（特権説）、衡平説が主張されているが、前2者はむしろ担保物権性質論に関する対立である。類推適用の可否は一般に、担保物権性の有無により判断されている。他方、制定法上は【1】のほかに【9】【10】も物上代位と名づけられる。しかし、既述のように、【10】は【1】【9】とは性格が異なる。

財産（資産）概念 財産における対象交替（【9】～【14】）につき、物上代位を援用しないものは、財産（資産）概念で十分とみているものとも考えられる。現在では信託財産の物上代位として説明される【11】も、当初は「資産（Fund）」概念によって説明されていた。信託財産は資産をなすところたとえ形を変えても資産に属するものはすべて信託財産になるというわけである。

財産管理権論・財産管理者の義務違反に対する救済方法 財産の管理が問題となるとみられる場合（【9】【11】【12】【14】）には、財産管理人の地位に着目することで、対象の交替を基礎づけようとするものがある。

債権的私的所有・物権的価値返還請求権・債権的価値帰属権・所有権保護 物権債権峻別論の限界ないし金銭所有権論の問題性（【6】）を意識するものは、所有者に代償対象上の優先的効力を付与しようと試みる。

ドイツ法 代償対象の帰属の問題は一般に、(a)物上代位によって捉えられる。明文上のものとしては、【1】【2】【4】【8】【12】～【14】に相応する制度が挙げられている。担保物権との接合を説くものはみられない。もっとも、自己に対する代償の割り当て（【6】）はカバーされていない。代表的見解によれば、物上代位は「存立保護」を確保するものであり、次の特色を有する。「(1)従前の権利状況が代位物上に継続される、(2)この継続は法律により異なる意思表示を顧慮することなく生ずる、(3)取得は第三者の財産を介した経由的取得なくして行われる」。ただし、様々な例外が指摘されている。総論においてはとくに、一般原理性の有無が適用範囲論との関係で問題となっている。社会・共同体思想の見地から捉え直し、一般原理性と広範な拡張を基礎づけようとする有力説があるが、通説はこれを退ける。物上代位は一般的な法原則に反するから、あくまで例外であり、これを適用する際には特別な正当化が求められるとする。有力な対案としては、(b)価値追跡の構想を挙げることができる。「財産対象が事実上（占有）または物権法上（帰属）他人の財産に参入され、その者が対象それ自体または少なくとも価値による返還義務を（2当事者関係で）負う場合、原財

産の担い手は（3当事者関係で）返還義務者の一般債権者に対して、つねにこの財産対象に関する優先権を有する」。この構想はこの定式が妥当する範囲において、帰属割当に依拠しない優先的効力を認めようとする点に特色がある。

(3) 物上代位の再構成

基礎理論 代償対象の帰属を法上基礎づけるために、物上代位概念を再構成すべきである。(a)従来からの提案のうちいくつかはそもそも対象の交替を根拠づけるのに難点を抱えている。財産（資産）概念によると、代償対象は論理的にはすべて取得者の一般財産に属することになってしまう。「特別財産」の対象交替を基礎づけるには別個の論理が必要である。財産管理人の地位の法的性質論も、正当処分の際には対象が一般財産と特別財産のいずれに振り分けられるのかを根拠づけることができず、不当処分の際にも不当処分者の財産への帰属を容認することになりかねない。(b)そもそも提案されている構想はいずれも部分的なものにすぎず、対象の交替一般を根拠づけることができない。代償対象の帰属という問いは共通しているのに、断片的局面に関する理論をつなぎ合わせるのには、問題の所在を曇らせることになるため相当でない。(c)包括的な基礎理論としては制定法に根拠を持ち、学説上も異論なく用いられ、比較法的にも通用する概念を援用すべきである。そうした条件に合うものは、「物上代位」に限られよう。わが国の議論では一般に、担保物権のみに通用する概念として捉えられているが、起草過程、制定法それ自体、および歴史的系譜に反するとともに、理論的な根拠もなく支持できない。

もっとも、わが国の制定法には学説の議論を反映した混乱がみられる。ドイツの議論は参考になるが、【6】がカバーされておらず、また、様々な例外が指摘されているところ、一定の整序と組み替えを要する。多くの事象を全体として捉える一方、概念の明晰化を図るためには、次のように定式化すべきである。

物上代位とは「帰属対象が交替する際に、当事者の意思を顧慮せず、かつ、取得者の財産を介さずに、代償対象の帰属を割り当てるもの」をいう（典型的形象）。ただし、代償を超える類型、当事者意思が顧慮される類型、直接帰属が否定される類型、帰属形態が変容される類型がある（例外的形象）。

具体的な解釈論の指針 わが国における具体的な解釈論をどのように展開すべきか。大まかな指針は次のとおりである。

第1に、適用領域について。基本的な問題は、物上代位は一般原理であり、包括的な拡張を許すかどうかである。さきの規定から分かるように、物上代位の典型的形象は私的自治、公示、顕名原則に反するから、一般論と

しては、例外と規定せざるをえないであろう。そうすると、やはり一つひとつ正当化を行っていかなければならない。もっとも、ドイツとは異なりわが国には、明文規定が非常に少ないという基本的問題がある。とくに財産の対象交替につきほとんど規定を欠いている点が問題である。「明文なくして物上代位なし」の原則をつよく適用すると財産の管理・責任の規律に困難・不公平が生じる。古く指摘されたように、特別財産に限っては一般原理性を肯定する途も再検討すべきであろう。他の領域についても、例外的形象については適用範囲を拡張しうるようにも思われる。要件・効果と離れて適用領域を画する手法には限界があるというべきである。

第2に、代償対象について。すでにみたようにドイツではわが国と異なり、(a)法律行為的代位と法律的代位、(b)代償取得と増加取得、(c)他人の特別財産と自己の特別財産という各類型に応じて体系的な解釈論が展開されている。(a)の視点は、私的自治との抵触の存否の点で、類推適用の範囲に影響を与える。ただし、ドイツでもあまり意識されていないが、賃料債権、保険金債権については両者いずれに割り当てるとかという問題が存することに留意すべきである。(b)によると、増加取得を認める際には別個の正当化根拠、過重要件が必要になる。たとえば財産の増加取得につき、財産管理の必要性を挙げるとともに、処分者の割り当て意思を要求するものがある。(c)は、ドイツの伝統的解釈であるが、現在では批判がつよい。効果の相違を説明するには有益であるが、法律行為的代位の帰属要件の相違を基礎づけるには十分ではない。この問題は規範目的の観点から捉え直すべきだとみる傾向が有力である。しかし、ドイツでは条文の文言が足かせになり、こうした解釈を反映させるのが困難であるところ、立法論的な提案もなされている。わが国には明文規定が少ないため、(期せずして)ドイツのような難点は存しない。財産帰属主体・財産債権者の利益保護、財産維持・財産管理の必要性の視座から代償対象の範囲を規定していくべきである。効果との関係では、代償対象の性格上、原対象の帰属形態の存続が不適切とみられる際には形態の変容がありうる点に留意すべきである。

第3に、第三者保護について。ドイツの議論を参考にすると、基本的な問いはこう定式化できる。代償対象に管理処分権が存しない場合、第三者保護のために無権利の法理を適用するか、対抗の法理を適用するか。代位権者は原対象上にすでに物権・債権帰属を有していた以上、その代わりに入る対象について第三者と対等の立場におくのは適切でない。したがって、無権利の法理を適用するのが原則というべきである。もっとも、わが国では

ドイツとは異なり、登記に公信力はなく、94条2項の類推適用に頼らざるをえないことをどう評価するかという問題は残る。次に、例外の要件の規定が問題となる。具体的には、対抗の法理が適用され、あるいは、直接帰属が排除されるのはどのような場合か。以上の問いの立て方は、ほとんど担保物権の際の「差押え」の趣旨しか取り上げてこなかったわが国の議論に、そもそも代位によっていかなる効果が生じるのかを一般的に問うという意味で、新しい視座を提供するものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

水津太郎 「有体物規定に関する基礎的考察 II ドイツ民法典九〇条の成立」法学研究(慶應義塾大学)83巻1号(坂原正夫教授退職記念号)査読無、67-134頁、2010年。

水津太郎 「有体物規定に関する基礎的考察 I ヨーホウ物権法部分草案一条をめぐって」法学研究(慶應義塾大学)82巻12号(加藤修教授退職記念号)査読無、211-274頁、2009年。

水津太郎 「代位と多角的法律関係」法律時報81巻11号、査読無、112-116頁、2009年。

水津太郎 「ドイツ倒産法における物上代位 倒産管財人の処分による代位物の規律」法学研究(慶應義塾大学)81巻12号(藤原淳一郎教授退職記念号)査読無、231-268頁、2008年。

[図書](計1件)

水津太郎 「ドイツ法における財貨帰属の理論」慶應義塾創立150年記念論文集『慶應の法律学 民事法』査読無、125-163頁、慶應義塾大学出版会、2008年。

[その他]

水津太郎 「賃料債権に対する抵当責任に関する実体法・手続法上の諸規範および諸制度の錯綜」早稲田大学 G-COE:市場のグローバル化と担保法制研究会第3回、早稲田大学、2009年10月2日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水津 太郎 (SUIZU TARO)
慶應義塾大学・法学部・准教授
研究者番号: 00433730

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: